

函館市医療・介護連携推進協議会 令和7年度第2回会議

日時：令和8年3月27日（金）19：00

場所：函館市役所 8階大会議室

【次第】

1 開 会

2 議 事

○ 報告事項

- (1) 函館市在宅医療連携拠点運営事業および函館市在宅医療グループ診療運営事業における取り組みについて

○ 協議事項

- (1) 在宅医療連携拠点運営事業に係る会議体について
- (2) 令和8年度 函館市医療・介護連携支援センター事業内容（案）について
- (3) 在宅医療・介護連携推進事業および在宅医療連携拠点運営事業に係る現状把握等のためのアンケート調査の実施について

3 その他

- (1) 次回協議会について

4 閉 会

【配付資料】

1 協議事項(1)関係資料

資料1：在宅医療連携拠点運営事業に係る会議体について

参考資料1：函館市医療・介護連携推進協議会設置要綱 新旧対照表

2 協議事項(2)関係資料

資料2-1：令和7年度～令和8年度における3事業の取り組みスケジュール（案）について

資料2-2：令和8年度 函館市医療・介護連携支援センター事業内容（案）

資料2-3：令和8年度 多職種連携研修計画（案）

3 協議事項(3)関係資料

資料3：在宅医療・介護連携推進事業および在宅医療連携拠点運営事業に係る現状把握等のためのアンケート調査の実施について

函館市医療・介護連携推進協議会 顧問・委員名簿

令和8年3月27日現在
(敬称略)

(顧問)

分野	所属団体	職名	氏名	勤務先
医療	公益社団法人 函館市医師会	会長	オオハラ マサノリ 大原 正範	独立行政法人国立病院機構 函館医療センター
	一般社団法人 函館歯科医師会	会長	イワイ ヒロユキ 岩井 宏之	岩井歯科医院
	一般社団法人 函館薬剤師会	会長	ヤナギハラ マサアキ 柳原 正明	はこだて調剤薬局
行政	函館市病院局	局長	ウジケ ヨシヒト 氏家 良人	函館市病院局

※欠席

(委員)

(敬称略)

分野	所属団体	職名	氏名	勤務先
医療	公益社団法人 函館市医師会	副会長	コニシ ヒロアキ 小西 宏明	こにし内科・心臓血管クリニック
	一般社団法人 函館歯科医師会	副会長	タカミ ヒロシ 高見 浩	タカミ歯科クリニック
	一般社団法人 函館薬剤師会	副会長	オオタニ ヒロキ 大谷 敬貴	トート相談薬局
	公益社団法人 北海道看護協会 道南南支部	支部長	テラダ ケイコ 寺田 恵子	市立函館病院
	道南在宅ケア研究会	会長	カワグチ アツヤ 川口 篤也	社会医療法人道南勤労者医療協会 道南勤医協函館稜北病院
	函館地域医療連携実務者協議会	世話人	カメヤ ヒロシ 亀谷 博志	函館中央病院
	一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会南支部	支部長	アベ アヤコ 阿部 綾子	社会医療法人函館脳神経外科 函館脳神経外科病院
介護	函館市居宅介護支援事業所連絡協議会	会長	ワタベ ヨシヒト 渡部 良仁	居宅介護支援事業所アニー
	函館市地域包括支援センター連絡協議会	会長	シノヘ エツミ 四戸 悦未	函館市地域包括支援センターあさひ
	函館市訪問リハビリテーション連絡協議会	会長	ヨシアラ タツヤ 吉荒 龍哉	介護老人保健施設ケンゆのかわ
	道南訪問看護ステーション連絡協議会		ホサカ アケミ 保坂 明美	訪問看護ステーションフレンズ
	道南地区老人福祉施設協議会	会長	サイトウ タダフミ 齋藤 禎史	介護老人福祉施設シンフォニー
行政	函館市保健福祉部	部長	サトウ ツトム 佐藤 任	函館市

※欠席

※欠席

(オブザーバー)

(公社) 函館市医師会事務局 (一社) 函館歯科医師会事務局 (一社) 函館薬剤師会事務局 渡島総合振興局 北斗市 七飯町 ほくと・ななえ医療・介護連携支援センター

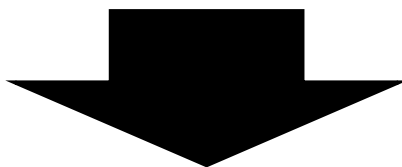
(事務局等)

函館市保健福祉部 市立函館保健所 函館市医療・介護連携支援センター

在宅医療連携拠点運営事業に 係る会議体について

1 本市における経過

- ・ 北海道から「函館市在宅医療連携拠点」（以下「拠点」という。）の指定を受け、令和8年1月から市医師会への委託により在宅医療連携拠点運営事業（以下「拠点事業」という。）を開始。
- ・ 拠点事業の取り組みの一つとして、医療・介護・障がい福祉関係者による会議を通じて、在宅医療の提供状況の把握や連携上の課題の抽出等を行うことが求められている。
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業と拠点事業は重複する取り組みが多く、それぞれの会議体で協議が求められる事項についても、重複がする部分が多い。



論 点

本協議会を、現在の委員構成のまま「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に係る協議の場として位置付けることとしてはどうか

2 令和8年度以降の方向性（案）

(1) 主な協議事項

- ① 地域における在宅医療，介護および**障がい福祉**の**災害時対応を含む連携**に係る課題の抽出ならびに対応策の検討に関する事項
- ② 関係市町との連携に関する事項
- ③ 函館市医療・介護連携支援センターの運營業務実施要綱第7条各号に規定する事業・業務に関する事項

在宅医療・介護連携推進事業に係る業務

在宅医療連携拠点運營業業に係る業務

在宅医療グループ診療運營業業に係る業務

論 点

主な協議事項を①～③
のとおり見直すことと
してはどうか

在宅医療・介護連携推進事業

- ア 医療・介護連携に関する相談支援
- イ 切れ目のない医療・介護の提供体制の構築
- ウ 地域の医療・介護の資源の把握
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 医療・介護関係者の研修
- カ 市民への普及啓発

在宅医療連携拠点運營業業

- ア 在宅医療に必要な連携に関する相談支援
- イ 災害時対応を含めた切れ目のない医療・介護・障がい福祉サービスの提供体制の構築
- ウ 地域の医療，介護および障がい福祉サービスに係る資源の把握
- エ 医療・介護・障がい福祉関係者の情報共有の支援
- オ 医療・介護・障がい福祉関係者の研修
- カ 市民への普及啓発

在宅医療グループ診療運營業業

- ア 在宅医療を担う医師等によるグループ診療体制の運営
- イ 指導役となる副主治医のサポート
- ウ 夜間休日不在時の代診および後方支援医療機関への入院受け入れの調整
- エ 代診医および後方支援医療機関への協力金支払い事務
- オ 事業運営全般に係る記録の整備

(2) 作業部会・分科会

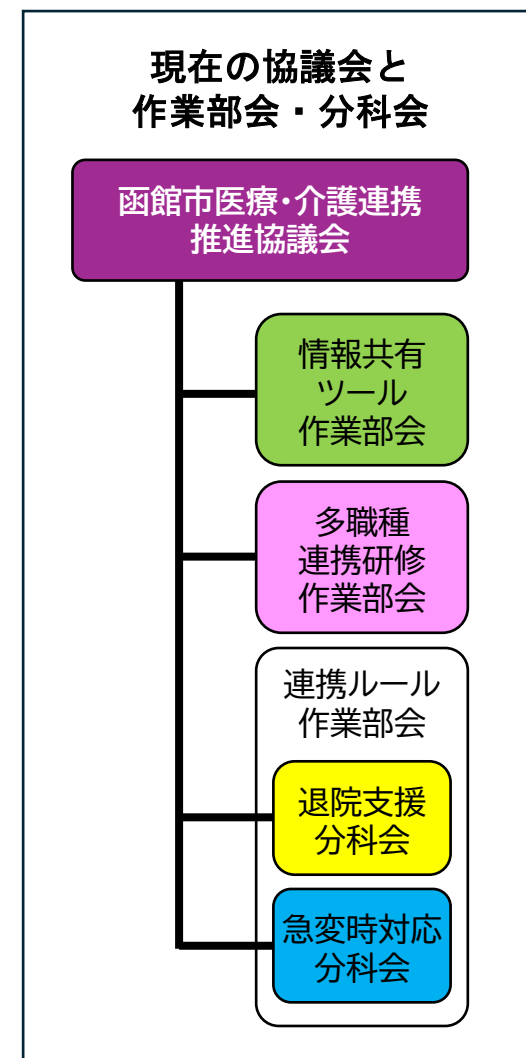
論点 1

作業部会・分科会については、これまでの体制を基本とし、体制の変更等については、今後の協議会での協議を通じて検討してはどうか

論点 2

作業部会における意思決定の迅速化のため、協議会が分掌させる事項は作業部会での決定をもって協議会の決定事項とすることとしてはどうか

※ 協議会への報告は適宜行う



函館市医療・介護連携推進協議会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案	改 正 内 容
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>本市において、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者</u>が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療<u>と介護サービスを提供する</u>体制構築に係る方策等を協議するため、函館市医療・介護連携推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関する事項</p> <p>(2) 関係市町との連携に関する事項</p> <p>(3) 函館市医療・介護連携支援センターの機能の充実のために必要となる次に掲げる事項</p> <p><u>ア 地域の医療・介護の資源の把握</u></p> <p><u>イ 医療・介護関係者の情報共有の支援</u></p> <p><u>ウ 在宅医療・介護連携に関する相談支援</u></p> <p><u>エ 地域住民への普及啓発</u></p> <p><u>オ 医療・介護関係者の研修</u></p> <p><u>カ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築</u></p> <p>(4) その他上記に関連する事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会は、委員13人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。</p> <p>(1) 地域医療にかかわる関係団体に所属する者</p> <p>(2) 介護サービス<u>および介護予防</u>サービスにかかわる関係団体に所属する者</p> <p>(3) 函館市職員</p> <p>第4条～第6条(略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>市民</u>が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築と多職種連携の深化のための方策等を協議するため、函館市医療・介護連携推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>地域における在宅医療、介護および障がい福祉の災害時対応を含む連携に係る</u>課題の抽出ならびに対応策の検討に関する事項</p> <p>(2) 関係市町との連携に関する事項</p> <p>(3) 函館市医療・介護連携支援センター<u>運営業務実施要綱第7条各号に規定する事業・業務に関する事項</u></p> <p><u>ア～カ 削除</u></p> <p>(4) その他前各号に関連する事項</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 協議会は、委員13人以内をもって構成する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指定する。</p> <p>(1) 地域医療にかかわる関係団体に所属する者</p> <p>(2) 介護サービス<u>または障がい福祉</u>サービスにかかわる関係団体に所属する者</p> <p>(3) 函館市職員</p> <p>第4条～第6条(略)</p>	<p>・連携事業に加えて拠点事業とグループ診療が協議事項になることに伴う文言修正</p> <p>・3つの事業に係る事項が協議事項となるよう文言修正(第1号)</p> <p>・センター業務の根拠をセンター運営業務実施要綱第7条とし、ア～カを削除するよう修正(第3号)</p> <p>・軽微な文言修正(第4号)</p> <p>・軽微な文言修正(第1項)</p> <p>・拠点事業に係る関係者を追加するため、「介護予防」を「障がい福祉」に修正(第2項第2号)</p>

<p>(部会) 第7条 協議会は、第2条の協議事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の設置および協議事項は、座長が会議に諮って定める。</p> <p>3 部会は、<u>座長が指名する委員</u>をもって構成する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>4</u> 部会は、分掌した事項を協議し、その結果を協議会に報告する。</p> <p>(部会長および副部会長) 第8条 部会に部会長<u>および副部会長各</u>1人を置く。</p> <p>2 部会長は、部会に<u>所属する委員</u>の互選により定める。</p> <p>3 <u>副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。</u></p> <p>4 部会長は、部会<u>の事務を総理し、部会を代表する。</u></p> <p>5 <u>副部会長は、部会長を補佐し、</u>部会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に<u>委員以外の者</u>の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(部会) 第7条 協議会は、第2条の協議事項を分掌させる必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の設置および協議事項は、座長が会議に諮って定める。</p> <p>3 部会は、<u>次の各号に掲げる者のうち市長が指定した者 (以下、「部会員」という。)</u>をもって構成する。</p> <p><u>(1) 第3条第2項第1号および第2号に規定する委員または当該委員が所属する関係団体が指名する者</u></p> <p><u>(2) その他、座長が必要と認める者</u></p> <p><u>4 部会員の任期は、第4条に規定する委員の任期に準じるものとする。</u></p> <p><u>5</u> 部会は、分掌した事項を協議し、その結果を協議会に報告する。</p> <p>(部会長および副部会長) 第8条 部会に部会長1人を置く。</p> <p>2 部会長は、部会<u>員</u>の互選により定める。</p> <p>3 部会長は、部会<u>の事務を総理し、部会を代表する。</u></p> <p>4 部会長は、<u>必要があると認めるときは、部会員の中から副部会長1人を指名し、部会に置くことができる。</u></p> <p>5 部会長に事故があるときは、<u>副部会長が</u>その職務を代理する。<u>なお、副部会長を置かない場合は、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。</u></p> <p>6 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に<u>部会員以外の者</u>の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部会員の定義が明確になるよう規定を整理 (第3項) ・部会員の任期を委員に準じるものとして規定 (第4項・新設) ・旧第4項の項ずれ (第5項) ・副部会長を「置く」から「置くことができる」とし、置かない場合は部会長があらかじめ指名する部会員が代理となるよう規定を整理 (第1～5項) ・軽微な文言修正 (第6項) ・施行日を規定
--	---	---

○令和7年度～令和8年度における3事業の取り組みスケジュール（案）について

事業区分		令和7年度					令和8年度												
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
函館市および医療・介護連携推進協議会	【役割と機能の拡大】 3つの事業について横断的に協議	R7-①協議会				R7-②協議会	●アンケート項目等について検討		●顧問・委員への意見照会		●アンケートの実施・取りまとめ		R8-①協議会					R8-②協議会	
在宅医療・介護連携推進事業		これまでの取り組みを継続しつつ、必要に応じて拠点運営事業・グループ診療運営事業と連携・協働 ●新センターのリーフレット・ポスター等の作成																	
在宅医療連携拠点運営事業	在宅医療・介護連携推進事業と連携・協働し行うもの	地域の医療・介護・障がい福祉サービスの資源の把握	●新たな在宅医療資源の把握について検討（マップへの掲載に向け必要な情報・項目を検討）										●情報収集（アンケート調査など）実施						
		24時間切れ目のない在宅医療提供体制の構築	●既存の各種ツール（はこだて療養支援のしおり、はこだて入退院支援連携ガイド、在宅看取り冊子、急変時対応シート）の活用対象拡大の検討																
		在宅医療に関する相談対応	●相談対応の対象を「医療・介護関係者」から「医療・介護・障がい福祉関係者や全ての在宅療養者とその家族等」に拡大 ●相談窓口の周知（新センターのリーフレット・ポスター等配布）																
		市民への普及啓発（出前講座等）	●在宅医療に関する出前講座の実施（随時）																
		関係者の情報共有の支援	●高齢者以外の在宅療養者に係る情報共有・連携の現状把握 ●既存の各種ツール（連携サマリー、もしもノートはこだて、ID-Link）の活用対象拡大の検討																
		在宅医療に関する研修会や出張講座の開催	●在宅医療に関する研修会を年1回程度開催 ●医療・介護・障がい福祉関係者向けの在宅医療に関する出張講座の実施（随時）																
		障がい福祉関係者との関係づくり	●新センターのリーフレット・ポスター等の作成					●関係機関に新センターのリーフレット・ポスター等配布 ●事業所訪問等による顔の見える関係づくり											
		災害時対応など	●取り組みの進め方等について検討										●具体的な取り組みの実施						
		その他	●月次実績報告、年次実績報告 ●必要に応じ連携事業の部会等に参画																
在宅医療グループ診療運営事業	副主治医	●主治医への指導・助言、訪問同行、カンファレンス開催（随時） ●代診対応・代診依頼（必要時） ●医師向け勉強会を年3回程度開催（令和7年度は1回程度開催） ●研修会を年1回程度開催（R7年度は企画検討）																	
	調整担当者	グループ診療運営推進会議	●代診・入院受入のルール作りなど ●グループ診療の運営状況を報告・検証 R7年度：1回程度開催 R8年度：定期的に開催（3回程度）										より実効性の高いグループ診療体制の構築へ						
	主治医 後方支援医療機関	●副主治医のサポート ●代診等の調整（随時） ●協力金の支払い ●活動記録の整備、月次実績報告、年次実績報告																	
		●主治医：代診対応・代診依頼（必要時） ●後方支援病院：グループ内の急変患者の受け入れ（必要時）																	

令和 8 年度 函館市医療・介護連携支援センター事業内容（案）

事業項目	具体的な内容	事業の区分	協議・取組の所管
ア 地域の医療・介護・障がい福祉の資源の把握			
① ホームページの活用促進および充実	・一般市民への周知および医療・介護・障がい福祉関係者への周知とデータ掲載の促進（出前講座，出張講座等の活用）	連・拠	医療・介護連携支援センター
	・コラム等において，各医療・介護・障がい福祉機関等の紹介（マップで検索可能な医療・介護機関とその検索項目について等）	連・拠	
② 「医療・介護連携マップ」の機能向上	・マップ掲載情報の更新・拡充（専門職対象のアンケート調査に基づき新たな掲載項目等を検討）	連・拠	
イ 医療・介護・障がい福祉関係者の情報共有の支援			
① 「はこだて医療・介護連携サマリー」の活用促進と機能向上	・サマリー活用状況調査を年1回（6月）実施・分析し，部会においてサマリーのさらなる活用促進と機能向上のための対応策等を協議	連・拠	情報共有ツール作業部会
	・活用状況調査の結果をふまえて，Q & A および各種マニュアルを更新・ホームページへ掲載	連・拠	
	・サマリーの全国展開に向けた様式の修正等について検討	連・拠	
② ICT活用に向けての取り組み	・医療・介護連携 ID-Link活用推進ワーキンググループにおいて，医療と介護の連携におけるID-Linkの適切な運用（サマリーの活用を含む）のあり方および介護事業所等への周知方法について検討	連・拠	
ウ 在宅医療に必要な連携に関する相談支援			
① 総合相談窓口の体制強化および周知	・医療・介護・障がい福祉関係者および市民を対象とした相談窓口の設置・運営	連・拠	医療・介護連携支援センター
	・相談支援スキル向上のための研修会への参加	連・拠	
	・窓口の周知，広報活動（医療・介護・障がい福祉関係機関（事業所）等へのリーフレット配置依頼等）	連・拠	
② 相談対応の標準化	・センター内相談対応指針，フォーマット等の更新（フロー，マニュアル，情報の整理等）および日報管理の機能向上の検討・実施	連・拠	
	・相談分析を行い，地域の課題を抽出・対応の検討	連・拠	
エ 市民への普及啓発			
① 医療・介護連携支援センターの取り組みに関する周知活動	・高齢者大学や町会，老人福祉センターへの出前講座の積極的な実施	連・拠	医療・介護連携支援センター
	・リーフレットの改訂	連・拠	
	・公共施設等への新しいリーフレットおよびポスターの設置・配布	連・拠	
	・市民公開講座の開催（7月）：映画「ピア～まちをつなぐもの～」の上映およびトークショー	連・拠	
オ 医療・介護・障がい福祉関係者の研修			
① 各種研修会の企画・運営	・相互理解，連携強化，多職種連携の専門性の向上を目的とした各種研修会の企画・運営（詳細は資料2-3を参照）	連・拠	多職種連携研修作業部会
	・人材育成を目的とした各種研修会への教員・学生の参加促進	連・拠	
	・次年度の研修計画（案）を作成し，部会で協議・確定	連・拠	
② 研修情報の一元化	・各職能団体から研修情報を収集し，ホームページへ掲載	連・拠	
③ 研修会のコーディネート等	・各関係団体窓口一覧の更新	連・拠	

事業項目	具体的な内容	事業の区分	協議・取組の所管
カ 切れ目のない医療・介護・障がい福祉の提供体制の構築			
① 入退院支援	・「はこだて入退院支援連携ガイド」の活用状況調査を年1回（11月）実施，調査結果を分析し，内容の見直しやガイドのさらなる活用促進について協議	連・拠	退院支援分科会
② 急変時対応	・急変時対応空床情報システムの管理・更新，検証	連・拠	急変時対応分科会（急変時対応実務者会議）
	・消防本部との意見交換による「急変時対応シート」の更新検討	連・拠	
③ 看取り	・「もしもノートはこだて」の活用状況調査を年1回（6月）実施，調査結果を分析し，ACPの普及に向けたさらなる活用促進について協議	連・拠	情報共有ツール作業部会
	・在宅看取り冊子の活用状況調査を実施（4月），調査結果を分析し，さらなる活用促進について協議	連・拠	
④ 日常の療養支援	・「はこだて療養支援のしおり」の活用状況調査を年1回（11月）実施，調査結果を分析し，内容の見直しやしおりのさらなる活用促進について協議	連・拠	退院支援分科会
⑤ 在宅医療全般	・災害時および災害に備えた在宅医療提供体制の検討	拠	医療・介護連携支援センター
	・函館市医師会在宅医療医会の活動への協力	連・拠	
	・在宅医療グループ診療体制の運営（運営推進会議の開催）	G	
	・副主治医のサポート（研修会（1回程度），医師向け勉強会（3回程度）の開催），代診・入院受入の調整，協力金の支払，活動記録の整備	G	
キ その他			
① 医療・介護・障がい福祉関係者へのセンターの取り組みの周知（「顔の見える関係」の構築）	・医療・介護・障がい福祉関係者へのセンターの周知（ポスター・リーフレット配布，新規立ち上げ事業所への挨拶訪問等）	連・拠	医療・介護連携支援センター
	・出前講座や出張講座，研修会において，センター事業および各種ツール・冊子（ガイド，しおり，サマリー，もしもノート，看取り冊子，急変時対応シート等）の紹介・周知	連・拠	
② 広域連携	・他市町の事業の取り組みとの協働	連・拠	
③ その他	・函館市医療・介護連携推進協議会への参画	連・拠	
	・各作業部会および分科会の運営等	連・拠	
	・業務等に必要な知識の習得のための研修会への参加	連・拠	

※事業名：医療・介護連携推進事業（連），在宅医療連携拠点運営事業（拠），在宅医療グループ診療運営事業（G）

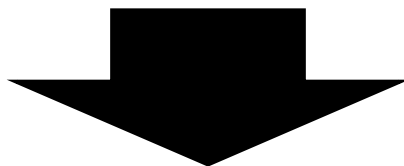
【令和8年度 函館市医療・介護連携支援センター多職種連携研修計画（案）】

目的（テーマ）および内容	形式				主催／共催	定員	時期
	規模（会場）	形態	対象者	レベル			
(1) 相互理解の促進							
①医療関係者向け研修（仮） 退院後、施設でこんな生活をしています～介護医療院、養護老人ホーム編～	中規模	座学講義 （キャラバン方式）	医療関係者	初級～上級	ほくと・ななえセンターと 共催	100名程度	令和8年5月、 8月、 令和9年2月
②介護・障がい関係者向け研修 （仮）現場で知っておきたい精神病床・医療療養病床の役割と事情 ～思いやりのある連携～	中規模	座学講義	介護・障がい福祉関 係者	初級～上級	ほくと・ななえセンターと 共催	100名程度	令和8年5月、 8月、 令和9年2月
③ オープンカンファレンス	中規模	対話体験型 （事例報告）	医療・介護・ 障がい福祉関係者	初級～上級	未定	100名程度	適時
④ 研修会等コーディネート 各関係団体窓口一覧の内容変更の有無を確認	—	—	—	—	—	—	令和8年6月頃 更新予定
(2) 連携強化							
①連携強化 「第11回函館市医療・介護・障がい福祉多職種連携研修会」（仮） 医療・介護・障がい福祉の垣根を越えて つながるあらたな一歩～知ろう！ 語ろう！ 繋がろう！～	大規模 （函館国際ホテル）	対話体験型 （シンポジウム ・GW）	医療・介護・ 障がい福祉関係者	中級～上級	ほくと・ななえセンターと 共催	200～ 300名程度	令和8年 10月17日（土） 14時～17時
②看取り 函館市医療・介護連携「施設看取り研修会」	中規模	座学講義	医療・介護・ 障がい福祉関係者	初級～上級	在宅医療医会、 ほくと・ななえセンター、 入所系施設の職能団体と共催	100名程度	適時
③入退院支援							
○「入退院支援連携強化研修会（ガイド編）」							
・「入退院支援連携強化研修会（ガイド編）」 ※退院支援分科会との協働	小規模	対話体験型 （GW）	実務者	中級～上級	ほくと・ななえセンターと 共催	40名程度	適時
○「入退院支援連携強化研修会（サマリー編）」							
・「医療・介護連携ID-Link活用推進研修会」 ※情報共有ツール作業部会との協働	中規模	座学講義	医療・介護・ 障がい福祉関係者	初級～上級	ほくと・ななえセンターと 共催	100名程度	適時
・「もしもノート研修会」 ※情報共有ツール作業部会との協働	中規模	対話体験型 （GW）	医療・介護・ 障がい福祉関係者	中級～上級	ほくと・ななえセンターと 共催	60名程度	適時
④急変時対応 「急変時対応研修会（仮）」 ※急変時対応分科会実務者会議との協働	中規模	対話体験型 （シンポジウム）	医療・介護・ 障がい福祉関係者	中級～上級	ほくと・ななえセンターと 共催	100名程度	適時
⑤その他							
・「災害時対応研修会（仮）」 ※在宅医療連携拠点運営事業として実施	未定	未定	医療・介護・ 障がい福祉関係者	未定	未定	未定	適時
・「医師向け研修会（仮）」 ※在宅医療グループ診療運営事業として実施	未定	未定	医師	未定	未定	未定	適時
(3) 多職種連携への理解の促進							
各種出張講座等	小規模	座学講義 講師：センター職員	医療・介護・ 障がい福祉関係者	初級～中級	各団体・各機関との共催	30名程度	随時
(4) 人材育成							
センター主催研修会への見学参加 ※各医療・介護系の学校への案内	随時	見学・座学講義	医療・介護・障がい 福祉学生（教員）	未経験者	—	数名	随時

**在宅医療・介護連携推進事業
および在宅医療連携拠点運営
事業に係る現状把握等のための
アンケート調査の実施について**

1 本市における経過

- ・ 在宅医療・介護連携推進事業を開始するにあたり、課題の抽出を目的として、平成27年に介護事業所を対象としたアンケート調査を実施し、調査結果に基づき、函館市医療・介護連携支援センターにおいて連携サマリー等の作成や多職種研修などの様々な取り組みを進めてきている。
- ・ 令和8年1月からは、新たに函館市在宅医療連携拠点を設置し、これまでの医療・介護連携の取り組みを、障がい福祉関係者も含めた連携の取り組みへと拡大している。



論 点

在宅医療・介護連携推進事業の開始から約10年の節目にあたり、これまでの取り組みの成果を検証するとともに、現状の課題を改めて整理し、本市における在宅医療と多職種連携の「目指すべき姿」を関係者間で共有するため、医療・介護・障がい福祉関係者を対象としたアンケート調査を実施してはどうか。

2 アンケート調査の概要（案）

（1）調査の目的

本調査により、在宅医療と多職種連携における課題を抽出し、日常の療養支援、入院支援、急変時、看取りの4場面における「目指すべき姿」を関係者間で共有するための基礎資料とすることを目的とする。

（2）調査対象

函館市内に所在する医療・介護・障がい福祉関係事業所
（具体的なサービス種別等については、今後検討予定）

（3）調査項目

- ① 在宅医療について
- ② 在宅医療における多職種連携について
- ③ 医療・介護連携推進事業におけるこれまでの取り組みについて

（具体的な調査項目については、今後検討予定）

(4) 今後のスケジュール（予定）

令和8年3月	本協議会においてアンケート調査の実施について協議
令和8年4～7月	調査方法，調査項目等の検討 アンケート調査（案）について顧問・委員へ書面で意見照会
令和8年8～10月	アンケート調査を実施，結果を取りまとめ
令和8年11月	本協議会に調査結果を報告